

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所  
2020年度 パフォーマンス向上会議情報(2020年10月26日(月)分)

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2020年10月26日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	【協力企業作業員における個人被ばく線量の等価評価誤りについて】 千島海溝津波対策防潮堤設置工事に従事していた協力企業作業員9名の2020年2月と3月の個人被ばく線量について、被ばく低減対策に資するため、等価線量(眼の水晶体・皮膚)を評価することとしていたが、等価線量の評価を行わず、実効線量の評価値と同じ、として誤った評価をしていたと協力企業より報告を受けた。 原因は、協力企業の担当者が線量評価に不慣れであったことと推定。 今後、再発防止対策を検討。	GⅡ	10月19日
2	【5・6号機 増設淡水化装置の濃縮水安全弁一次側圧力計検出配管およびポンプ入口圧力計検出配管の詰まりについて】 5・6号機 増設淡水化装置の起動時、濃縮水安全弁一次側圧力計の指示値が通常値より異なることから、圧力計検出配管の詰まりと判断し、増設淡水化装置の運転を停止。 増設淡水化装置停止後、増設淡水化装置ポンプ入口圧力計検出配管についても詰まりを確認。 当該検出配管の点検を実施する。	GⅢ	10月21日
3	【当社ホームページに公表している地下水バイパス揚水井の点検期間記載の誤りについて】 当社社員がホームページに公表している、「地下水バイパス揚水井の汲み上げにおける一時貯留タンクに対する評価結果について」の10月20日公表資料について、地下水バイパス揚水井No.11とNo.12の点検期間の記載に誤りがあることを確認。 誤りのあったデータについては修正し、ホームページに掲載済み。 今後、再発防止対策を検討。	GⅢ	10月20日
4	【1～4号機 ろ過水タンク送水配管ドレン弁からの漏えいについて】 当社社員が1～4号機 ろ過水タンク送水配管水張り試験の際、配管ドレン弁より微少な漏えいを確認。 ドレン弁を全閉操作し、漏えいは停止。 調査の結果、弁体下部に割れが確認され、微開であったドレン弁シート部の下流側の割れ部より漏えいしたものと推定。 割れ部はドレン弁シート下部であり、ドレン弁を全閉としたため漏えいが停止。 原因については調査中。 なお、ろ過水送水系統は当該系統以外にもう1系統あるため機能上問題なし。	GⅢ	10月20日